美濃市
新型インフルエンザ等
対策行動計画

平成２６年６月

美　濃　市

目次

はじめに

１．　新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定　1

２．　これまでの取組み

Ⅰ　対策の基本方針

１　目的　3

２　新型インフルエンザ等対策の基本的考え方　5

３　新型インフルエンザ等対策実施上の留意点　6

４　新型インフルエンザ等発生時の被害想定等　7

５　対策推進のための役割分担　8

６　市行動計画の主要６項目　10

７　発生段階　19

Ⅱ　各段階における対策　21

０　未発生期　22

１　市内未発生期　25

２　市内発生早期　29

３　市内感染期　33

４　小康期　36

別添

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策　39

用語解説　42

参考資料　45

はじめに

１．新型インフルエンザ等対策特別措置法の制定

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が大きく異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ 10 年から 40 年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号。以下「特措法」という。）は、病原性が高い新型インフルエンザや同様の危険性がある新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、国、地方公共団体、指定公共機関、事業者等の責務、新型インフルエンザ等の発生時における措置及び新型インフルエンザ等の緊急事態措置等の特別の措置を定めたものであり、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号。以下「感染症法」という。）等と相まって国全体として万全の態勢を整備し、新型インフルエンザ等対策の強化を図るものである。

今回、これら国の動き及び新型インフルエンザ等の発生に備え、美濃市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）を作成した。

２．これまでの取組み

（１）国の取組み

厚生労働省は、平成 17 年 11 月、高病原性鳥インフルエンザの人への感染事例が海外において相次いでいることを受け、迅速かつ確実な対策を講ずるため、世界保健機関世界インフルエンザ事前対策計画に準じて新型インフルエンザ対策行動計画を策定した。

その後、平成２１年にメキシコで確認された新型インフルエンザの世界的大流行とわが国における対策の教訓を踏まえ、より実効性のある対策を進めるための検討が重ねられ、平成 24 年４月に、病原性が高い新型インフルエンザと同様の危険性のある感染症も対象とする危機管理の法律として、特措法が制定された。

特措法第６条に基づき、「新型インフルエンザ等対策有識者会議中間とりまとめ」（平成 25 年２月７日）を踏まえ、新型インフルエンザ等対策)有識者会議の意見を聴いた上で、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を作成した。

（２）岐阜県の取組み

岐阜県においては、新型インフルエンザに係る対策について、平成 17 年 12 月に

「岐阜県新型インフルエンザ対策行動計画」を策定して以来、これまでの国の行動計画の改定を踏まえ、平成 21 年２月及び平成 24 年３月に改定を行ってきた。平成 25 年 10 月、特措法第７条の規定により、政府行動計画に基づき、これまでの行動計画を見直し、岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）」を作成した。

県行動計画は、岐阜県の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項、県が実施する措置等を示すとともに、市町村が市町村行動計画を、指定地方公共機関が業務計画を作成する際の基準となるべき事項等を定めている。

（３）本市の取組み

本市においては、国及び県の行動計画を踏まえ、平成 21 年５月に「美濃市新型インフルエンザ対策行動計画」を策定した。

今回、特措法第８条の規定により、県行動計画に基づき、これまでの行動計画を見直し、市行動計画を作成する。

３．計画の位置づけ

（１）法的根拠

特措法８条に基づき、美濃市における新型インフルエンザ等に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すもので、政府行動計画及び県行動計画に基づく市町村行動計画に位置づけられる。

（２）計画に盛り込むべき事項

市町村行動計画に盛り込むべき事項は、特措法第８条に設定されている以下のように分類することができる。

① 対策を実施するための体制
② 情報収集と適切な方法による情報提供（事業者や住民）
③ まん延の防止に関する措置
④ 住民に対する予防接種の実施
⑤ 生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

４．計画の見直し

計画の見直しについては、新型インフルエンザ等に関する最新の科学的知見や新型インフルエンザ等対策の検証等を通じて行う。

また、政府行動計画及び県行動計画の見直しがあった場合には、適宜変更を行う。

Ⅰ　対策の基本方針

1 目的

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、発生そのものを阻止することは不可能である。また、交通手段の発達等により地球規模で大量の人が短時間に移動する時代でもあり、世界中のどこかで新型インフルエンザが発生すれば、市内へ持ち込まれる可能性は高いものと考えられる。

病原性が高く感染力が強い新型インフルエンザがひとたび国内で発生すれば、感染拡大による健康被害は甚大となり、保健・医療の分野だけでなく社会全体に影響が及び、社会・経済の破綻が危惧される。

こうした事態を生じさせないよう、次の2 点を主たる目的として対策を講じていく。

（1）感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめること。

①感染拡大を抑えて、流行のピークをできる限り遅らせ、医療提供体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。

②流行のピーク時の患者数等をできる限り少なくして、医療体制への負荷を軽減するとともに、医療提供体制の強化を図ることで、必要な患者が適切な医療を受けられるようにする。

③適切な医療の提供により、重症者数や死亡者数を減らす。

（2）社会・経済を破綻に至らせないこと。

①地域での感染拡大防止策により、欠勤者の数を減らす。

②社会機能の維持に関わる事業者や、一般の事業者が定める「新型インフルエンザ発生時における事業継続計画」（以下、「事業継続計画」という）の実施により、市民の生活を維持するために必要な社会・経済機能の維持に努める。

図１ 公衆衛生対策のイメージ

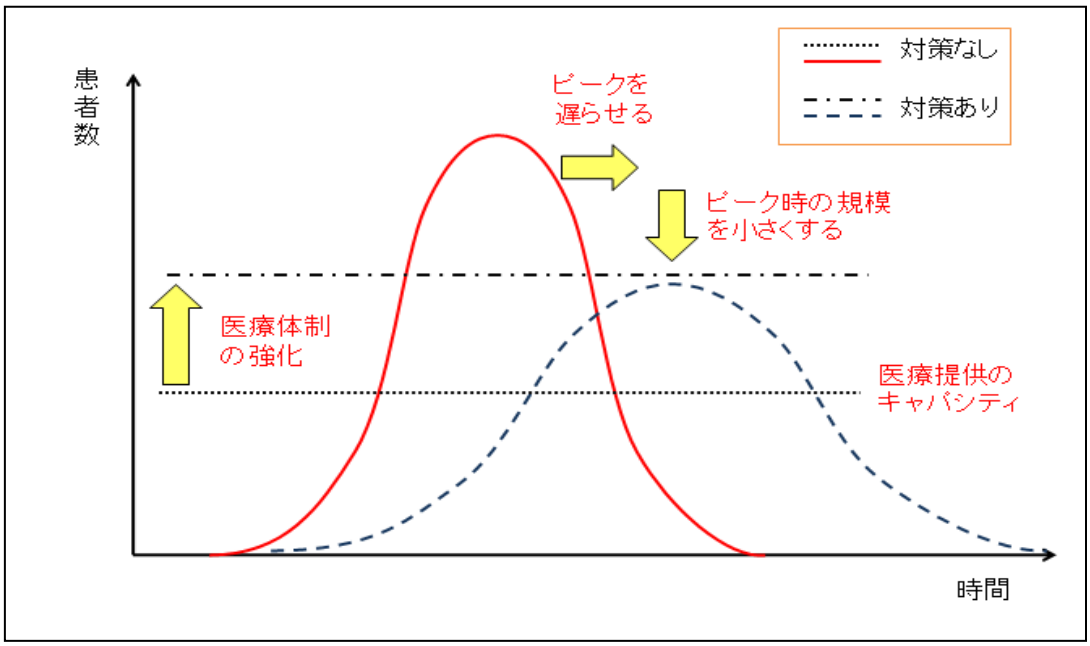

図２　大流行に備えた対策イメージ

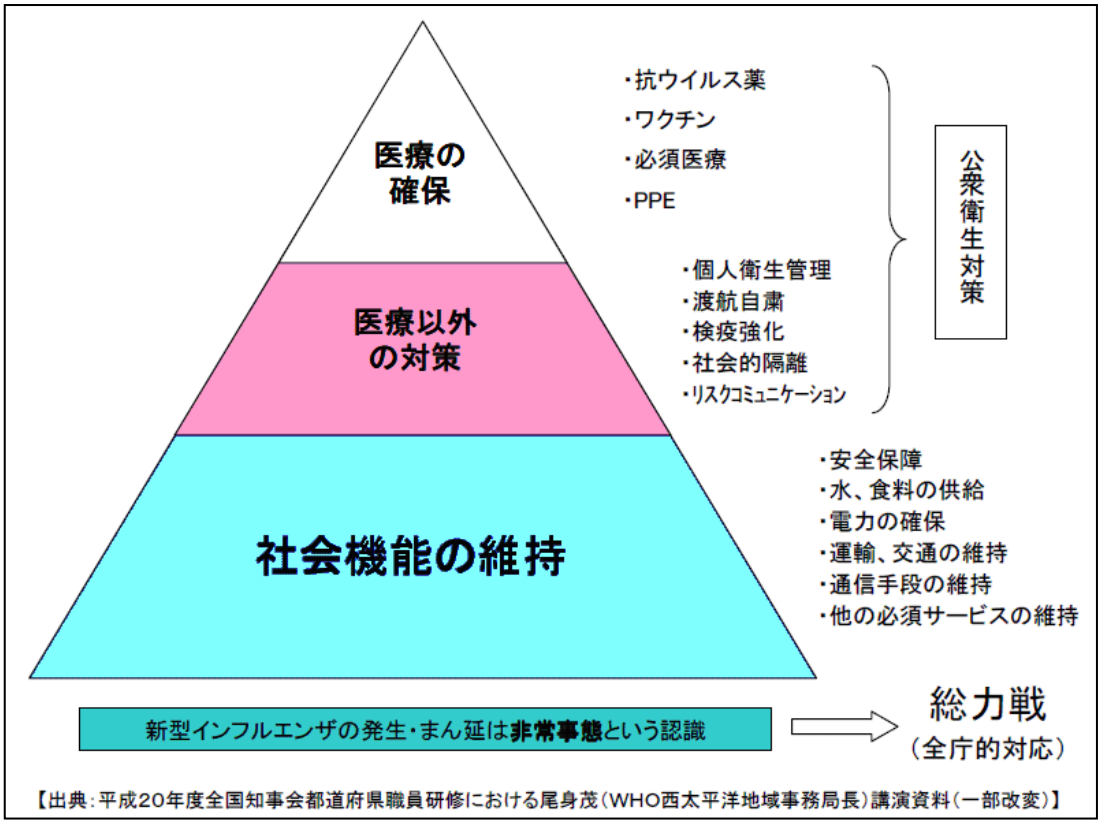

２　新型インフルエンザ等対策の基本的考え方

新型インフルエンザ等対策は、発生の段階や状況の変化に応じて柔軟に対応していく必要があることを念頭に置かなければならない。

過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。市行動計画は、病原性の高い新型インフルエンザ等への対応を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえ、病原性が低い場合等様々に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

（１）　発生前の段階

発生前の段階では、抗インフルエンザウイルス薬等の備蓄や地域における医療体制の整備への協力、ワクチン接種体制の整備、情報収集・提供体制の整備、要援護者への支援体制の整備、市民に対する啓発など、発生に備えた事前の準備を周到に行っておく。また、事業者や市民一人ひとりが、感染予防や感染拡大防止のための適切な行動や備蓄などの準備を行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策では、日頃からの手洗いなど、季節性インフルエンザに対する対策が基本となる。特に、治療薬やワクチンが無い可能性が高い SARS のような新感染症が発生した場合、公衆衛生対策がより重要である。

（２）　発生が確認された段階

海外で新型インフルエンザ等の発生が確認された段階で、直ちに、対策実施のための体制に切り替える。

市内での患者が確認されるまでの間は、県・保健所及び医療機関が連携を強化し、感染のおそれがある市民に対する調査、指導等により感染者の早期発見及び感染拡大の防止を図る。

（３）　県内・市内で発生が確認された段階

県内で患者が確認された当初の段階では、上記１、２に加え、患者の入院勧告や抗インフルエンザウイルス薬等による治療、感染のおそれのある人の外出自粛やその人に対する抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、病原性に応じ、不要不急の外出自粛要請や施設の使用制限等を行い、感染拡大のスピードをできる限り抑えることを目的とした各般の対策を講じる。

なお、病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、過去の知見等も踏まえ最も被害が大きい場合を想定し、強力な対策を実施するが、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

（４）　県内・市内で感染が拡大した段階

県内で感染が拡大した段階では、国、県、事業者等と相互に連携して、医療の確保、市民の生活や経済の維持のために最大限の努力を行う必要がある。

なお、社会の緊張により、予期しない事態が生じることも考えられるため、国と県が協議の上、社会の状況に応じて臨機応変に対処し、現場が動きやすくなるよう配慮・工夫を行う。

（５）　市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある場合

市民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある場合の新型インフルエンザ等への対策は、不要不急の外出自粛等の要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制など医療対応以外の感染対策と、ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組みあわせて総合的に行うことが必要である。

特に、医療対応以外の感染対策については、社会全体で取り組むことにより効果が期待されるものであり、全ての事業者が自発的に職場における感染予防に取り組むことはもちろん、感染拡大を防止する観点から、継続する重要業務を絞り込むなどの対策を実施することについて積極的に検討することが重要である。

事業者の従業員のり患等により、一時期、事業者のサービス提供水準が相当程度低下する可能性を許容すべきことを市民に呼びかけることも必要である。

３　新型インフルエンザ等対策実施上の留意点

国、県、指定地方公共機関等と相互に連携協力し、新型インフルエンザ等の発生に備え、また発生した時に、特措法その他の法令、それぞれの行動計画又は業務計画に基づき、相互に連携協力し、新型インフルエンザ等対策の的確かつ迅速な実施に万全を期す。

（１）　基本的人権の尊重

新型インフルエンザ等対策の実施に当たっては、基本的人権を尊重することとする。

県との連携のもと、医療関係者への医療等の実施の要請、不要不急の外出の自粛要請、学校、興行場等の使用制限の要請、臨時の医療施設の開設のための土地等の使用、緊急物資の運送、特定物資の売渡しの要請等の実施に当たって、市民の権利と自由に制限を加える場合は、その制限は当該新型インフルエンザ等対策を実施するため必要最小限のものとする。

具体的には、法令の根拠があることを前提として、市民に対して十分説明し、理解を得ることを基本とする。

（２）　危機管理としての特措法の性格

特措法は、万一の場合の危機管理のための制度であって、緊急事態に備えてさまざま

な措置を講じることができるよう制度設計されている。しかし、新型インフルエンザ等が発生したとしても、病原性の程度や、抗インフルエンザウイルス薬等の対策が有効であるなどにより、新型インフルエンザ等緊急事態の措置を講ずる必要がないこともあり得ると考えられ、どのような場合でもこれらの措置を講ずるというものではないことに留意する。

（３） 関係機関相互の連携協力の確保

市対策本部は、政府対策本部、県対策本部と相互に緊密な連携を図りつつ、新型インフルエンザ等対策を総合的に推進する。対策本部相互間において総合調整を行うよう要請があった場合には、その要請の趣旨を尊重し、必要がある場合には速やかに所要の総合調整を行う。

（４） 記録の作成・保存

新型インフルエンザ等対策の実施に係る記録を作成し、保存し公表する。

４ 新型インフルエンザ発生時の被害想定等

（１） 被害想定の考え方

新型インフルエンザは、発熱、咳、といった初期症状や飛沫感染、接触感染が主な感染経路と推測されるなど、基本的にはインフルエンザ共通の特徴を有していると考えられる。

しかし、鳥インフルエンザ(H5N1)等に由来する病原性の高い新型インフルエンザの場合には、高い致命率となり、甚大な健康被害が引き起こされることが懸念される。

本行動計画の策定に当たっては、有効な対策を考える上で、被害想定として患者数等の流行規模に関する数値を置くが、実際に新型インフルエンザが発生した場合、これらの想定を超える事態もあり得るということを念頭に置いて対策を検討することが重要としている。

新型インフルエンザの流行規模は、病原体の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境など多くの要素に左右される。

また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合があり、その発生の時期も含め、事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

（２）感染規模の想定

現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、国が示している想定を用いると、美濃市では表１のように想定される。

表１　流行規模及び被害想定

項　　目		市　内	県　内	全　国
人口　平成２６年１月１日		22,268 人	2,050,218 人	約１億 2,722 万人
患者（人口の 25%）		約 5,600 人	約 513,000 人	約 3,180 万人
中等度※1 (致死率 0.53%)	入院患者 (1 日当たり最大)	約 95 人 (約 18 人)	約 8,500 人 (約 1,600 人)	約 52.5 万人 (約 10 万人)
	死亡者数	約 30 人	約 2,720 人	約 16.8 万人
重度※2 (致死率 2.0%)	入院患者 (1 日当たり最大)	約 375 人 (約 75 人)	約 32,300 人 (約 6,400 人)	約 199 万人 (31.8 万人)
	死亡者数	約１１２人	約 10,260 人	約 63.6 万人
従業員の欠勤率の想定		最大 40%程度		

※1：アジアインフルエンザ並み（昭和 32 年発生）

※2：スペインインフルエンザ並み（大正７年発生）

（３）社会への影響に関する想定

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

市民の２５％が、流行期間（約８週間）にピークを作りながら順次り患する。

り患者は１週間から１０日程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し職場に復帰する。

ピーク時（約２週間）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって５％程度と考えられるが、従業員自身のり患のほか、家族の世話等のため出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、従業員の最大４０％が欠勤するケースが想定される。

５ 対策推進のための役割分担

新型インフルエンザ等対策を推進するに当たり、国、県及び関係機関等が連携して取り組むこととし、それぞれの主体が役割を果たすため、以下のことを推進する。

（1）　国の役割

新型インフルエンザ等が発生したときは、自らその対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体及び指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究の推進に努めるとともに、ＷＨＯ（世界保健機関）その他の国際機関及びアジア諸国その

他の諸外国との国際的な連携を確保し、調査及び研究に係る国際協力の推進に努める。
　指定行政機関は、政府行動計画等を踏まえ、相互に連携を図りつつ、新型インフルエンザ等が発生した場合の所管行政分野における発生段階に応じた具体的な対応をあらかじめ決定しておく。

（2）　県の役割
　県は、感染症法に基づく措置の実施主体として感染症対策の中心的な役割を担い、地域医療体制の確保や感染拡大の抑制に関し主体的に取り組む。
　新型インフルエンザ発生前は、「岐阜県新型インフルエンザ等対策推進会議」を開催するなどの取り組みを推進するとともに、県行動計画等が定める具体的な対応を踏まえ、新型インフルエンザ等が発生した場合における所管事務の具体的な対応をあらかじめ決定しておく。
　新型インフルエンザ等の発生時には、直ちに「岐阜県新型インフルエンザ等対策本部」を設置し、政府対策本部が示す基本方針等を踏まえた対策を強力に推進する。
また、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

（3）　市の役割
　市は、住民に最も近い行政単位であり、地域住民に対するワクチンの接種や、住民の生活支援、新型インフルエンザ等発生時の要援護者への支援に関し、政府の基本的対処方針に基づき、的確に対策を実施する。
　対策の実施に当たっては、県や近隣の市町・関係機関等と緊密な連携を図る。

（4）　医療機関の役割
　医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、地域医療体制の確保のため、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や、必要となる医療資器材が確保できるよう準備をすすめる。
　また、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等の発生時における新型インフルエンザ等患者の診療体制を含めた診療継続計画を作成するとともに、地域における医療連携体制の整備に協力する。
　新型インフルエンザ等の発生時には、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携し、発生状況に応じて、新型インフルエンザ等患者の診療体制の強化を含め、適切な医療を提供する。

（5）　指定地方公共機関※の役割
　指定地方公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法で定めるところにより、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する。

※指定地方公共機関：都道府県の区域において医療、医薬品・医療機器の製造販売、電気・ガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて都道府県知事が指定するものをいう。

（6） 登録事業者※の役割

新型インフルエンザ等の発生前から、職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める。

※登録事業者：新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる。

（7） 一般の事業者の役割

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行う。

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれのある新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することが望まれる。特に多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

（8） 市民の役割

新型インフルエンザ等の発生前は、新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動などその対策に関する知識を得るとともに、季節性インフルエンザにおいても行っている、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の個人レベルでの感染対策を実践する。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うことが望ましい。

新型インフルエンザ等の発生時には、発生の状況や予防接種など実施されている対策等についての正しい情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

６ 市行動計画の主要６項目

本行動計画は、新型インフルエンザ等対策の主たる目的である「感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる」ことと「市民生活及び社会・経済を破綻に至らせない」を達成するための対策について、「（１）実施体制」、「（２）情報収集・提供・共有」、「（3）予防・まん延防止」、「（４）予防接種」「（５）医療」、「（６）市

民生活及び市民経済の安定の確保」の６項目に分け、各発生段階ごとに総合的な対策を推進していくものとする。

（１） 実施体制

新型インフルエンザ等が発生した場合、多数の市民の生命、健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会経済活動の縮小・停滞を招くことが予想され、危機管理の問題として取り組む必要がある。

このため、福祉保健部門と危機管理部門が中心となり、緊密な連携の下、国、県及び関係機関等と一体となり、対策をすすめることが重要である。

発生前においては、全庁的な認識の共有を図るとともに、必要に応じて対策会議を設置し、全庁一体となって対策に取り組む。

さらに、医療機関等との連携を強化し、発生時に備えた準備を進める基本的な運用については、武儀医師会及び医療機関の関係者等と検討を進めることとする。

新型インフルエンザ等が海外で発生し、政府対策本部や県の対策本部を設置し、国から緊急事態宣言が発令されたときは、直ちに「美濃市新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。

本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確・迅速に実施するため、総合調整を行うものとする。

本部員には、副市長、教育長、美濃病院長、中濃消防組合消防長、及び各部長を以てあてる。ただし必要に応じ、市議会議長、同副議長、連合自治会長、武儀医師会美濃市医師クラブ会長に出席を依頼することができる。

副本部長は、副市長、教育長を以てあてる。

副本部長は、本部長を補佐し、対策本部の事務を整理するほか、本部長に事故があるときはその職務を代理する。

対策本部の本部員は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

新型インフルエンザ等の発生、流行に対応するため、発生各段階に応じた危機管理組織をあらかじめ整備しておき、広く関係者に周知しておく必要がある。

新型インフルエンザ等は、そのウイルスの病原性が高く感染力が強い場合には、多数の生命・健康に甚大な被害を及ぼすほか、社会・経済活動の縮小・停滞を招くことが危惧されており、市全体の危機管理の問題として取り組む必要がある。このため、危機管理部門（総務部）と公衆衛生部門（民生部）が中心となり、全庁を横断した体制を構築し、総合的かつ効果的な対策を推進する。

このため、平時より「美濃市新型インフルエンザ等対策推進会議」（詳細別表２）を開催し、相互に連携を図りつつ次の対策を推進する。

・新型インフルエンザ等発生時に特に対応すべき業務の実効性を確保すること。
・新型インフルエンザ等流行時に、なお継続すべき優先通常業務を継続し、行政サービスの確保に取り組むこと。
・新型インフルエンザ等のまん延防止や住民生活への支援において、国及び県との連携

を強化し、発生時に備えた準備を進める。

・新型インフルエンザ等が発生した場合には、「新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。

・新型インフルエンザ等対策本部の組織等は、迅速な対応を行うため、市防災計画の枠組みを活用する。

平時より各部課等は、新型インフルエンザの感染拡大（まん延）防止や、住民活動への支援において、国及び県、関係機関・団体との連携を強化し、発生時に備えた準備をするほか、国及び県との情報交換等を通じ、情報収集の連携と強化を図る。

＜美濃市新型インフルエンザ等対策本部＞

① 設置基準：新型インフルエンザ等緊急事態宣言発令時に設置

② 組織：本部長ー市長

・本部員ー対応関係機関の部局長（メンバーは別表）

・事務局ー民生部健康福祉課に置く。

③ 所掌事務

・新型インフルエンザ対策の総合的な調整と実施

④ 本部員会議の開催目的

・新型インフルエンザ対策実施における基本的対処方針の決定

・必要な情報の共有

⑤ 本部員会議構成員

市長を本部長として設置	
副市長	教育長
美濃病院院長	総務部長
民生部長	産業振興部長
建設部長	部長職にあるもの
美濃病院事務局長	中濃消防組合消防長
美濃市消防団長	

必要に応じ、市議会議長、同副議長、連合自治会長、
武儀医師会美濃市医師クラブ会長に出席を要請

別表２

＜美濃市新型インフルエンザ等対策推進会議＞

副市長を会長として設置	
教育長	総務部長
民生部長	産業振興部長
建設部長	部長職にあるもの
美濃病院事務局長	

図３　インフルエンザに関するサーベイランス

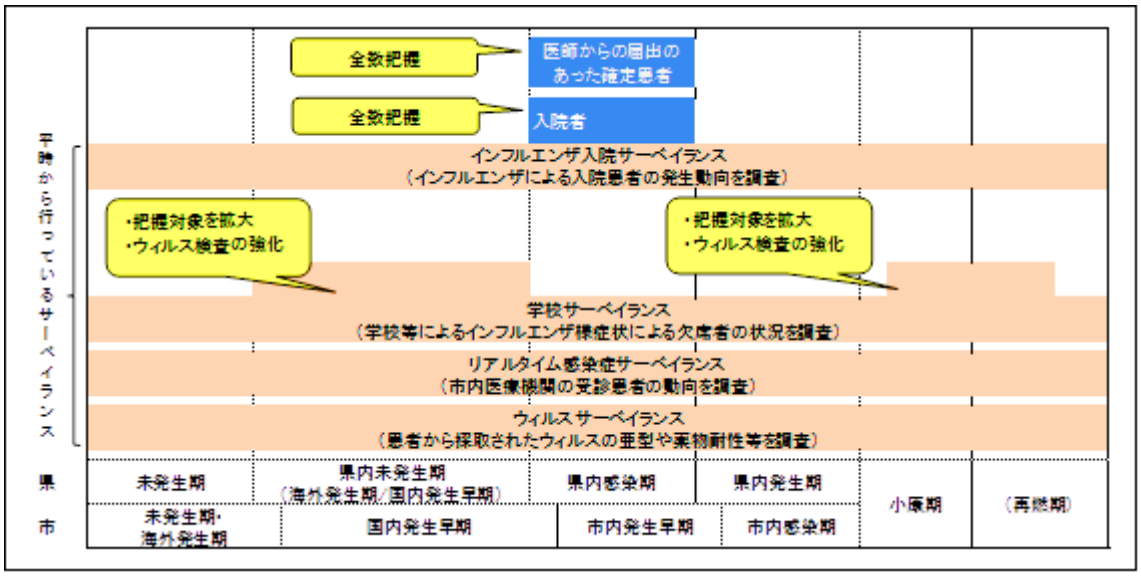

（２）情報収集・提供・共有

① 基本的考え方

ア　情報収集・提供・共有の目的

国家の危機管理に関わる重要な課題という共通の理解の下に、国、県、市町村、医療機関、事業者、個人の各々が役割を認識し、国、県からのインフルエンザに関する情報を基に判断し適切な行動をとるため、対策のすべての段階、分野においてそれぞれの間でのコミュニケーションが必須である。コミュニケーションは双方向性のものであり、一方向性の情報提供だけでなく、情報共有や情報の受け取り手の反応の把握までも含むことに留意する。

イ　情報提供手段の確保

マスメディア、ホームページ、ソーシャルネットワーキングサービス、ケーブルテレビ、市広報紙等複数の媒体・機関を活用し、わかりやすく、迅速に情報提供する。その際、情報が届きにくい人（外国人、障がい者等）にも配慮する。

ウ　発生前における市民等への情報提供

発生前においても、県及び市町村は、新型インフルエンザ等の予防及びまん延の防止に関する情報や様々な調査研究の結果などを、市民、学校、医療機関、事業者等に情報提供する。こうした適切な情報提供を通じ、発生した場合の新型インフルエンザ等対策に関し周知を図り、納得してもらうことが、いざ発生した時に市民に正しく行動してもらう上で必要である。

② 発生時における市民等への情報提供

発生時には、発生段階に応じて、国内外の発生状況、対策の実施状況等について、

対策の決定のプロセスや、対策の理由、対策の実施主体を明確にしながら情報提供する。

発生時には、マスメディア、ホームページ、ケーブルテレビ、市広報紙等の媒体・機関を活用し、詳細にわかりやすく迅速に情報提供する。この際は、情報が届きにくい人（外国人、障がい者等）にも配慮する。

市民への情報提供に当たっては、媒体の中でも、テレビ、新聞等のマスメディアの役割が重要であり、その協力が不可欠である。提供する情報の内容については、個人情報の保護と公益性に十分配慮して伝えることが重要である。また、誤った情報が出た場合は、風評被害を考慮し、個々に打ち消す情報を発信する必要がある。

市民に発信するメッセージについては、患者やその家族等の人権には十分に配慮し、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝えることが重要である。

市民からの問い合わせについては、国内で新型インフルエンザ等が発生した際に、一般的な健康相談に対応するために県が設置する「コールセンター」の周知を行うとともに、市でも県からの要請に基づき、市民の生活相談や健康問題に対応する「相談窓口」を設置することにより対応する。

市の相談窓口に寄せられた問い合わせ、県や関係機関等からの情報の内容を踏まえ、市民や現場で必要とする情報を把握し、国や県へ報告するとともに、市の情報発信に反映していく。

市の医療体制を確保するための対策を、市と連携して行う県、医療機関、医薬品卸売業者等とは、インターネット等を活用し、できる限り迅速に情報共有を行う。また、これら関係者を参集した会議を様々な単位で開催し、コミュニケーションの充実を図り、問題点を洗い出した上で地域の医療体制の確保を図っていく。

③ 情報提供体制

情報提供に当たっては、提供する情報の内容について統一を図ることが肝要であり対策本部の設置と同時に総務課及び保健センターを中心とした窓口を設置し、適時適切に情報を集約・共有する体制を構築する。

（3）予防・まん延防止

① 予防・まん延防止の目的

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保することにつながる。また、流行のピーク時の受診患者数等を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制が対応可能な範囲内に収めることにつながる。

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせて行うが、まん延防止対策には、個人の行動を制限する面や、社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響とを総合的に勘案し、新型インフルエンザ等の病原性・感染力等に関する情報や発生状況の変化に応じて、実施する対策を決定、実施している対策の縮小、中止を行う。

②主なまん延防止対策

個人対策については、国内発生の初期の段階から、新型インフルエンザ等の患者に対する入院措置や、患者の同居者等の濃厚接触者に対する感染を防止するための協力（健康観察、外出自粛の要請等）等の感染症法に基づく措置を行うとともに、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人ごみを避けること等の基本的な感染対策を実践するよう促す。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ、不要不急の外出自粛要請等を行う。

地域対策・職場対策については、国内発生の初期の段階から、個人における対策のほか、 職場における感染対策の徹底等の季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策をより強化して実施する。また、新型インフルエンザ等緊急事態においては、必要に応じ施設の使用制限の要請等を行う。

（4）予防接種

ワクチンの接種により、個人の発病や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制を対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ対策における予防接種については、「特定接種」（医療の提供や国民生活及び国民経済の安定等の業務に従事する者に対する接種。特措法第 28 条）と「住民接種」（一般国民に対する接種。特措法第 46 条又は予防接種法第６条第３項）が予定されている。（Ｐ45 参考資料）

なお、新感染症については、発生した感染症によってはワクチンを開発することが困難であることも想定されるため、本項目ではインフルエンザに限って記載する。

市は、住民接種の実施主体として、国が示す接種順位等の情報を基に、関係者の協力を得て、原則として、当該市内に居住する者を対象に集団的接種を行う。

市においては、ワクチンの接種が円滑に行われるよう、県、国が定めるワクチン接種体制（政府行動計画参照）を基に、県、県医師会、医薬品卸売業者等と実施体制について協議・調整を行うとともに、市民に対しては、ワクチン接種に関する情報提供を行う。

また、市、県及び指定（地方）公共機関は、特定接種が行われることとなった場合、新型インフルエンザ等対策に従事する職員に対し特定接種を実施する。

（5）医療

県からの要請に応じ、次の対策等に適宜協力する。

［医療に対する県の対策］（岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画）

・医療の目的

新型インフルエンザ等が大規模にまん延した場合には、患者数の大幅な増大が予測されるが、地域の医療資源（医療従事者、病床数等）には制約があることから、各医療機関の役割分担を決め、効率的・効果的に医療を提供できる体制を事前に計画しておくことが重要である。特に、地域医療体制の整備に当たっては、新型インフルエンザ等発生時に医療提供を行うこととなる医療機関である指定（地方）公共機関や特定接種の登録事業者となる医療機関を含め、医療提供を行う医療機関や医療従事者への具体的支援についての十分な検討や情報収集が必要である。

・発生前における医療体制の整備

医療の分野での対策を推進するに当たっては、対策の現場である医療機関等との迅速な情報共有が必須であり、県医師会・地域医師会等の関係機関のネットワークの活用が重要である。特に、患者が急増した場合には、限られた医療資源を有効に活用するための診療所、病院、保健所の役割分担等について、各者と連携し体制を確立しておく必要がある。なお、在宅療養の支援体制を整備しておくことも重要である。

また、あらかじめ帰国者・接触者外来（発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者を対象とした外来）を設置する医療機関等のリストを作成し設置の準備を行うとともに、帰国者・接触者相談センター（発生国からの帰国者や、国内患者の濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来の紹介をするための相談センター）の設置の準備を図る。

二次医療圏等の圏域単位では、保健所が中心となり、地域医師会、地域薬剤師会、地域の中核的医療機関を含む医療機関、薬局、市、消防等の関係者からなる対策会議を開催するなど、地域の関係者と密接に連携を図りながら地域の実情に応じた医療体制の整備を推進する。

・発生時における医療体制の維持・確保

県内での発生早期には、原則として、感染症法に基づき、新型インフルエンザ等患者を感染症指定医療機関等に入院させる。また、発生の早期の段階では、新型インフルエンザ等の臨床像に関する情報は限られていることから、厚生労働省等から発出される、発生した新型インフルエンザ等の診断及び治療に有用な情報を医療現場に迅速に還元する。

海外発生期以降は、新型インフルエンザ等に感染している可能性がより高い、発生国からの帰国者や国内患者の濃厚接触者の診療のために、各地域に「帰国者・接触者外来」を確保して診療を行う。

また、「帰国者・接触者相談センター」を設置し、その周知を図ります（図４）。新型インフルエンザ等の患者は、帰国者・接触者外来を有しない医療機関を受診する可能性もあることを踏まえて対応する必要がある。このため、医療機関内においては、新型インフルエンザ等に感染している可能性がある者とそれ以外の疾患の患者との接触を避ける工夫等の院内での感染防止に努める。また、医療従事者（救急隊員等で業務上患者やその検体と直接接触する可能性がある者を含む。以下同じ。）は、マスク・ガウン等の個人防護具の使用や健康管理、国の見解に従いワクチンの接種を行い、十分な防御なく患者と接触した際には、必要に応じて抗インフルエンザウイルス薬の予防投与を行う。

帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも多くの患者が見られるようになった場合等には、帰国者・接触者外来を指定しての診療体制から一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

また、患者数が大幅に増加した場合にも対応できるよう、重症者は感染症指定医療機関以外を含む医療機関への入院、軽症者は在宅療養に振り分け、医療提供体制の確保を図ることとする（図５）。その際、必要に応じ、臨時の医療施設等に患者を入院・入所させる。

図４　県内未発生期から県内発生早期までの医療体制

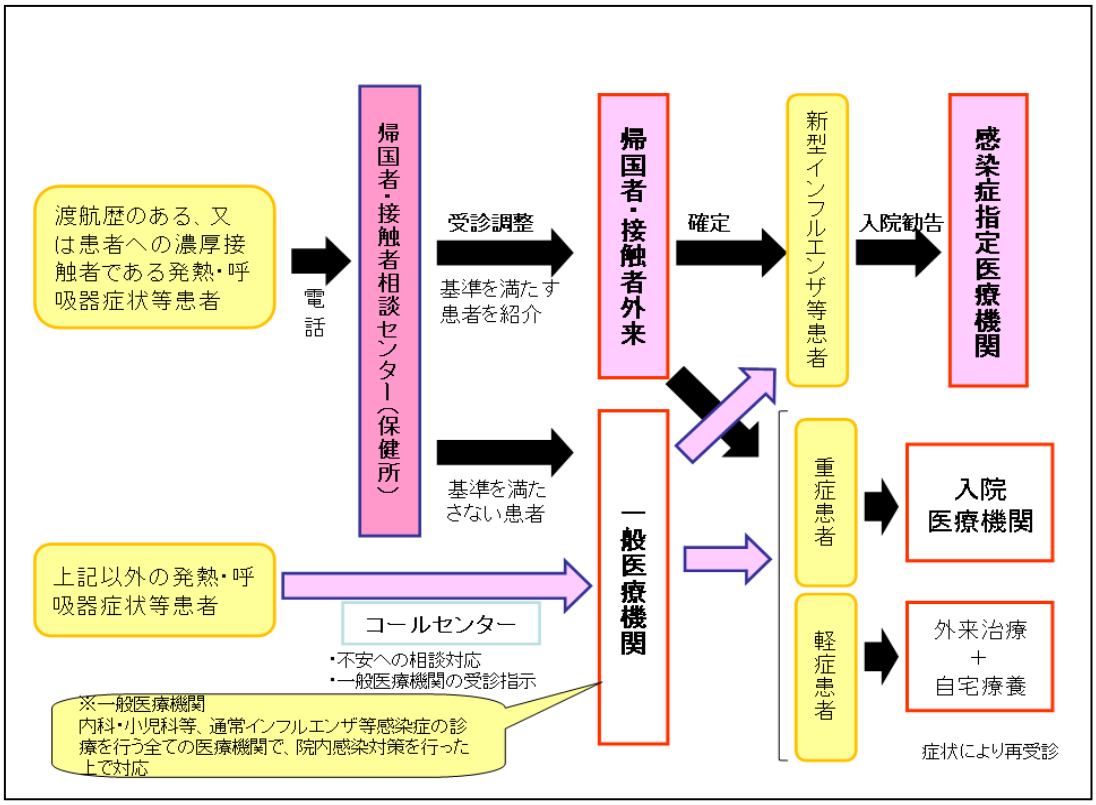

図５　県内感染期の医療体制

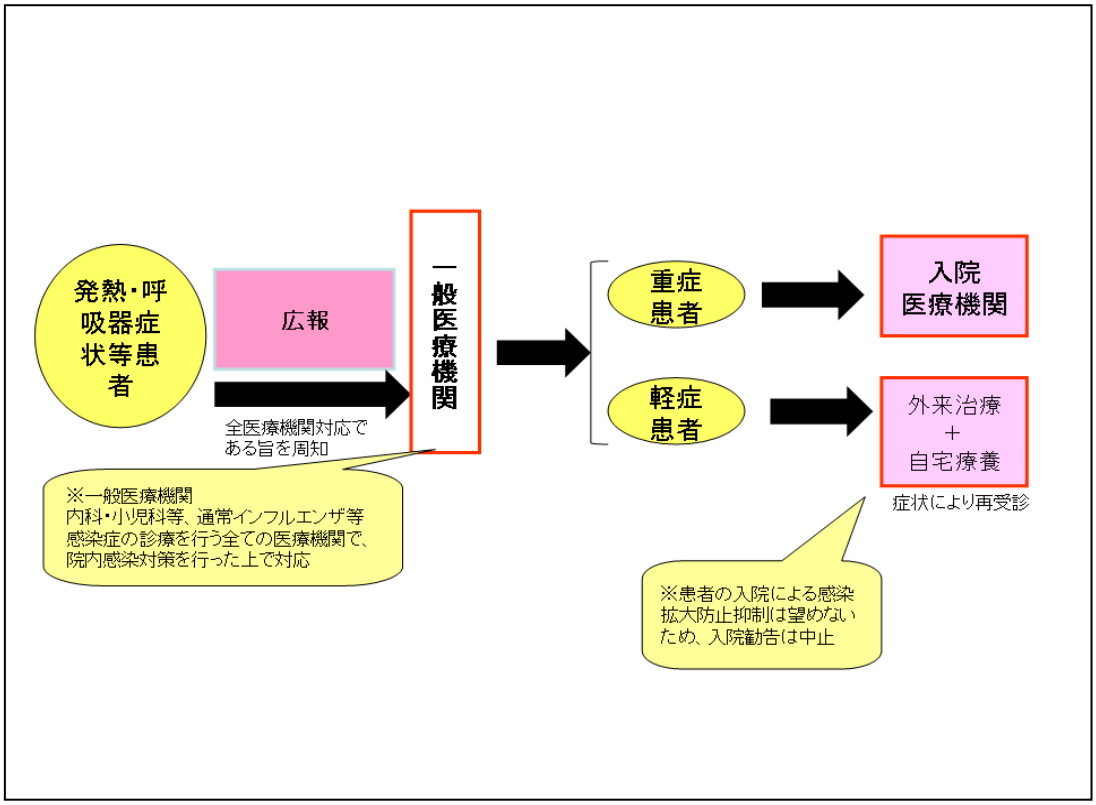

（６）市民生活及び市民経済の安定の確保

新型インフルエンザ等発生時に、市民生活及び市民経済への影響を最小限とできるよう、県、医療機関、指定地方公共機関及び登録事業者等と連携し、特措法に基づき事前に十分準備を行う。具体的には、要援護者への生活支援、生活関連物資等の価格安定、水の安定供給、火葬の円滑な実施等。

７　発生段階

新型インフルエンザ等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、予め発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等の発生段階を未発生期・海外発生期・国内発生早期・国内感染期・小康期の５段階の分類としているが、県行動計画では、地域において発生状況が様々であり、医療提供や感染拡大防止策等について、柔軟に対応する必要があることから、海外発生期・国内発生早期・国内感染期において、県を単位とする地域での発生段階を、県内未発生期・県内発生早期・県内感染期としている。

本市における発生段階は、県行動計画と同様に、未発生期・市内未発生期・市内発生早期・市内感染期・小康期の区分とし、新型インフルエンザ等発生に際しては、県及び県内市町村と連携し、一体となった対策を講じるものとする。

なお、各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らないこと、さらには対策の内容は、発生段階のほかに緊急事態宣言が出されているかどうかによっても変化することに留意する必要がある。

表３　発生段階

<table>
<tr><th rowspan="2">流行状態</th><th colspan="4">発生段階</th></tr>
<tr><th>市</th><th>県</th><th>国</th><th>WHO</th></tr>
<tr><td>新型インフルエンザ等が発生していない状態</td><td>未発生期</td><td>未発生期</td><td>未発生期</td><td>フェーズ１～３</td></tr>
<tr><td>海外で新型インフルエンザ等が発生した状態</td><td rowspan="4">市内未発生期</td><td rowspan="3">県内未発生期</td><td>海外発生期</td><td rowspan="6">フェーズ４～６</td></tr>
<tr><td>いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、岐阜県内では発生していない状態</td><td rowspan="2">国内発生早期</td></tr>
<tr><td>岐阜県内で新型インフルエンザ等の患者は発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態</td><td rowspan="3">県内発生早期</td><td rowspan="4">国内感染期</td></tr>
<tr><td>美濃市内で初の患者が発生</td><td rowspan="2">市内発生早期</td></tr>
<tr><td>岐阜県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態</td><td rowspan="3">県内感染期</td></tr>
<tr><td>美濃市内で患者が多発し感染が拡大した状態</td><td>市内感染期</td></tr>
<tr><td>新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態</td><td>小康期</td><td>小康期</td><td>小康期</td><td>ポストパンデミック期</td></tr>
</table>

Ⅱ 各段階における対策

以下、発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要６項目（実施体制、情報収集・提供・共有、予防・まん延防止、予防接種、医療、市民生活及び市民経済の安定の確保）の個別の対策を記載する。

個々の対策については、病原性の高い新型インフルエンザへの対応を念頭に置きつつ、インフルエンザの特性を踏まえ、病原性が低い場合等さまざまな状況に対応できるよう、対策の選択肢を示すものである。

また、実施時期は段階の移行時期とは必ずしも一致しないことや、当初の予測とは異なる状況が発生する可能性もあることから、段階はあくまでも目安として必要な対策を柔軟に実施する。

実際に新型インフルエンザが発生した際には、病原性・感染力等のウイルスの特徴、地域の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や、対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

病原性・感染力等に関する情報が限られている場合には、これらが高い場合を想定した強力な対策を実施するが、情報が得られ次第、適切な対策へと切り替えることとする。また、常に対策の必要性を評価し、状況の進展に応じて、必要性の低下した対策についてはその縮小・中止を図るなど見直しを行うこととする。

Ｏ　未発生期

・新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ・海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的 １）発生に備えて体制の整備を行う。 ２）国との連携の下に発生の早期確認に努める。
対策の考え方 １）新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、県行動計画等を踏まえ、各自治体等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。 ２）新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民全体での認識共有を図るため、継続的な情報提供を行う。 ３）海外での新型インフルエンザ等発生を早期に察知するため、国・県との連携を図り、継続的な海外からの情報収集を行う。

（１）実施体制

①　行動計画の見直し

・政府行動計画および県行動計画に基づき、市行動計画を作成し、必要に応じて見直しを行う。（民生部）

②　体制整備と国、県等との連携強化

・国、県等と連携し、新型インフルエンザ発生に備え、平素からの情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。（民生部・総務部）

・必要に応じて、警察、消防機関等との連携を強化する。（総務部）

（２）情報収集・提供・共有

①　継続的な情報提供

・新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種広報等の媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。

（民生部・総務部）

②　体制整備等

・発生前から、情報収集・提供体制を整備し、国及び県が発信する情報を入手することに努める。また、関係部局間での情報共有体制を整備する。

（民生部・総務部）

・新型インフルエンザ等発生時に、市民からの相談に応じるため、相談窓口を設置する準備を進める。（民生部・総務部）
・県、関係機関との情報共有を迅速に行うため、インターネットを活用した連絡体制を構築する。（民生部・総務部）

（３）予防・まん延防止

・市民及び市内の学校、幼稚園・保育園、各福祉施設等における手洗い、うがい、マスク着用、咳エチケット、人混みを避ける等の基本的な感染予防の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡して支持を仰ぎ、感染を広げないよう不要の外出を控えること、マスク着用・咳エチケットを行うといった基本的な感染対策についての理解促進を図る。
・新型インフルエンザ等発生時に実施され得る、職場等における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策についての理解促進を図る。
（教育委員会・民生部）
・家きん等への対応
a)高病原性鳥インフルエンザの発生に備え、養鶏農家の感染防止策の徹底を図る。
b)家きん等の死骸等の処理には十分注意する。（産業振興部）

（４）予防接種

ワクチンの接種により、個人の発症や重症化を防ぐことで受診患者数や重症者数を抑え、医療体制が対応可能な範囲内におさめるよう努める。
（民生部・美濃病院）

① 特定接種とは
特措法第２８条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。

② 特定接種の準備
特措法第４６条の規定に基づき、予防接種法第６条の規定（臨時の予防接種）による予防接種として、原則として集団接種により実施することとなるため、接種が円滑に行えるように未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。なお、接種の対象者については、ワクチン数が限られることが予想されるため、県の指導に基づき決定する。

③ 住民接種の位置づけ
・住民接種は、全住民を対象とする。
・上記以外にも当市に所在する医療機関に勤務する医療従事者及び入院中の患者

も対象とする。

④　住民接種の準備

・市を実施主体として、原則集団接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

・厚生労働省及び県の協力を得ながら、全住民が速やかに接種することができるよう、未発生期から体制の構築を図る。

・ワクチン需要量を算出しておく等、住民接種のシミュレーションを行う。

・住民接種に関する実施要領を参考に地域の実情に応じてあらかじめ接種の開始日、接種会場等を通知する方法、予約窓口を活用し、住民からの予約を受け付ける方法等の手順を計画しておく。

・速やかに住民接種ができるよう、武儀医師会、事業者、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の体制や、接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。

・ワクチン接種の円滑な実施が可能となるよう、以下の事項等に留意し、武儀医師会等と連携の上、接種体制を構築する。

a. 医師、看護師受付担当者等の医療従事者等の確保

b. 接種場所の確保（医療機関、保健センター、学校等）

c. 接種に要する器具等の確保

d. 接種に関する住民への周知方法（接種券の取扱い、予約方法等）

・接種のための会場については、保健センターなど公的な施設を活用するほか、医療機関に委託することにより、接種会場を確保する。

・各会場において集団接種を実施できるよう予診を適切に実施するほか、医療従事者や誘導のための人員、待合室や接種場所等の準備、接種に要する器具（副反応の発生に対応するためのものを含む）等を確保する。

（５）医療

①　地域医療体制整備への協力

・県等からの要請に応じ、各種対策等に適宜協力する。　（民生部）

②　情報収集・提供・共有

・医療機関に関する情報提供・共有を円滑にするための体制を整備する。

（民生部）

（６）市民生活及び市民経済の安定の確保

①　要援護者への生活支援

・県内（市内）感染期における、高齢者、障がい等の要援護者への生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、国から

の要請に対応し、県と連携し要援護者の把握とともにその具体的な手続きを決めておく。（民生部）

・市民に対する情報提供を行い、新型インフルエンザ等対策に関する意識啓発を図るとともに新型インフルエンザ等の流行により孤立化し、生活に支障を来すおそれがある世帯（高齢者世帯、障がい者世帯等）への具体的な支援体制の整備を進める。（民生部）

・新型インフルエンザ等発生時の要援護者への対応について、関係団体や地域団体、社会福祉施設、介護支援事業者、障がい福祉サービス事業者等に協力を依頼し、発生後速やかに必要な支援が行える体制を構築する。（民生部）

・要援護者の登録情報を分析し、必要な支援内容（食料品、生活必需品等の提供の準備等）、協力者への依頼内容を検討する。（民生部）

・地域に必要な物資の量、生産、物流の体制等を踏まえ、他の地方公共団体による備蓄状況の確認、製造販売事業者との供給協定の締結等、各地域の生産・物流事業者等と連携を取りながら、あらかじめ地域における食料品・生活必需品等の確保、配分・配布の方法について検討を行い、地域の実情に応じた計画を策定するとともに、早期に計画に基づく取り組みを進める。（総務部・産業振興部）

・自宅で療養する新型インフルエンザ等の患者を見回るため等に必要なマスク等の備蓄を行っておく。（民生部）

・新型インフルエンザ等発生時にも、地域住民の生活支援を的確に実施できるよう、市の業務継続計画を策定する必要がある。（関係各部）

② 火葬能力等の把握

・市は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和２３年法律第４８号）において、埋火葬の許可権限等、地域における埋火葬の適切な実施を確保するための権限が与えられていることから地域における火葬に係る対応および遺体の保存対策等を講ずる主体的な役割を担う。（民生部）

・火葬場における稼働可能火葬炉数、平時および最大稼働時の一日あたりの火葬可能数、使用燃料とその備蓄量および職員の配置状況等火葬場の火葬能力並びに一時的に遺体を安置することが可能な施設（以下「臨時遺体安置所」という。）数について県が調査する場合に協力する。（民生部・総務部）

1　市内未発生期（県：県内未発生期～県内発生早期）

・海外又は他県で新型インフルエンザ等が発生した状態。
・県、市内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態。
・発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。

目的： １）国・県の水際対策との連携により、市内発生の遅延と早期発見に努める。 ２）市内発生に備えて体制の整備を行う。
対策の考え方： １)新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。 ２）対策の判断に役立てるため、国・県等と連携し、海外・県外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。 ３）県内発生した場合には早期に発見できるよう県のサーベイランス・情報収集体制との連携を強化する。 ４）医療機関等への情報提供、検査体制の整備、診療体制の確立、県民の生活及び経済の安定のための準備、特定接種の実施、住民への予防接種の準備及び実施等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

（１）　実施体制

① 海外又は他県において新型インフルエンザ等が発生した疑いがある場合には、速やかに「美濃市新型インフルエンザ等対策推進会議」を開催し、情報の集約・共有・分析を行う。（民生部・総務部）

② 新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置され「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が宣言された場合、直ちに「美濃市新型インフルエンザ対策本部」を設置し、国・県の基本的対処方針に基づき初動対処方針を協議・検討する。（民生部・総務部）

（２）　情報収集・提供・共有

① 情報収集

・武儀医師会と連携しインフルエンザ受診患者数の状況を把握する。（健康福祉課）

・学校等欠席者及び臨時休校等の状況を把握する。（教育委員会・民生部）

② 情報提供

・市民に対して、現在の対策、市内発生した場合に必要となる対策等を、ホームページ、ケーブルテレビ、同報無線、世帯配布等複数の媒体・機関を活用し、詳細に分かりやすく、情報の届きにくい人（外国人、障がい者等）にも配慮しながら、できる限り迅速に情報提供し注意喚起を行う。（民生部・総務部）

・地域の感染状況、新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者相談センターや帰国者・接触者外来に関する情報などを提供する。　（民生部・美濃病院）

③ 相談窓口の設置

・国から提供される Q&A 等を活用し、他の公衆衛生業務に支障が来さないように、市民からの一般的な健康相談に対応できる相談窓口を設置し、適切な情報提供を行う。　（民生部）

④ 情報共有

・県をはじめ関係機関との情報共有を迅速に行うためインターネットを活用し、適時適切な情報共有を図る。　（民生部･総務部）

（３）　予防・まん延防止

① 人レベルでの対策

・マスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい、人混みを避けること等の基本的な感染予防対策を徹底強化し、啓発する。　（民生部・総務部）

② 家きん等への対応

・県関係部所と連携し、養鶏農家での感染予防を強化する。

・家きん等の死骸の取り扱いの際は、感染防護策を講じ、処理については県関係部所の指示を受け、慎重に対応する。　（産業振興部）

（４）　予防接種

① ワクチンの供給

・県や関係機関等と協議・調整を行い、ワクチンを円滑に流通できる体制を構築する。　（民生部・美濃病院）

② 特定接種

・国が特定接種を実施することを決定した場合、接種対象者となる市職員に対し、本人の同意を得て特定接種を行う。　（民生部・秘書課）

・具体的な接種の進捗状況や、ワクチンの有効性・安全性に関する情報、相談窓口の連絡先など接種に必要な情報を提供する。　（民生部）

③ 住民接種　（民生部・美濃病院）

・パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、国が示す接種順位等の情報を基に、関係者の協力を得て接種を開始する。接種の実施に当たり、保健センター・

学校など公的な施設を活用するか、医療機関に委託すること等により接種会場を確保する。

・原則として市民を対象に集団接種を行う。

・発熱等の症状を呈している等の予防接種を行うことが不適切な状態にある者については、接種会場に赴かないよう広報等により周知すること、及び接種会場において掲示等により注意喚起すること等により、市は接種会場における感染対策を図ることが必要である。

・基礎疾患を有し医療機関に通院中の医学的ハイリスク者に関しては、通院中の医療機関から発行された「優先接種対象者証明書」を持参した上で、集団接種を実施する会場において接種することを原則とする。なお、場合によっては通院中の医療機関において接種することも考えられる。

・医学的ハイリスク者に対するワクチン接種については、接種に係るリスクも踏まえ、通院する医療機関において接種する場合であっても、予診及び副反応に関する情報提供をより慎重に行うことに留意する。

・ワクチンの大部分が１０ｍｌ等の大きなバイアルで供給されることを踏まえ、通院する医療機関において接種する場合であっても、原則として集団接種を行うため、１００人以上を単位として接種体制を構築する。

・１ｍｌ等の小さな単位のバイアルの流通状況等によっては、医学的ハイリスク者に対し、通院中の医療機関において、必ずしも集団接種によらず接種を行うことも考えられる。

・医療従事者、医療機関に入院中の患者、在宅医療を受療中の患者については、基本的に当該者が勤務する、あるいは当該者の療養を担当する医療機関等において接種を行う。ただし、在宅医療を受療中の患者であって、当該医療機関における接種が困難な場合、訪問による接種も考えられる。

・社会福祉施設等に入所中の者については、基本的に当該社会福祉施設等において集団接種を行う。

④　情報提供

・ワクチンの種類、有効性、安全性、接種対象者や接種順位、接種体制といった具体的な情報について、国と連携して積極的に情報提供を行う。

（民生部）

（５）　医療

・県等と連携し、情報共有を図る。　（民生部・美濃病院）

・新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者外来や中核病院の負担が過重とならないために、帰国者・接触者外来で受診対象とならない者に、かかりつけ医や最寄りの診療所への受診を勧奨する。　（民生部・美濃病院）

（6）　市民生活及び地域経済の安定

① 要援護者対策

・新型インフルエンザ等の発生後、新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを要援護者や協力者へ連絡する。（民生部）

② 遺体の火葬・安置

・火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置できる施設等の確保ができるよう準備を行う。（民生部・総務部）

・新型インフルエンザ等が全国的に流行して火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、遺体を一時的に安置するため、流行が予想される時期の季節等も勘案しながら、臨時遺体安置所を確保できるよう準備する。併せて遺体の保存作業に必要となる人員等の確保についても準備を進める。

（民生部・総務部）

③　生活相談窓口の設置

・必要に応じ、生活相談窓口を設置する。（民生部・総務部）

2　市内発生早期（県：県内発生早期～県内感染期）

・市内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。 ・市内でも、地域によって状況が異なる可能性がある。
目的： 1）市内での感染拡大をできる限り抑える。 2）患者に適切な医療を提供する。 3）感染拡大に備えた体制の整備を行う。
対策の考え方： 1）流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染対策等を行う。政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合には、積極的な感染対策等をとる。 2）医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。 3）国内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、国・県と連携し、海外・国内の情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。 4）新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとと

もに、医療機関での院内感染対策を実施する。
5）市内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、市民の生活及び経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。外出自粛要請や施設の使用制限等を行う。
6）住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。

（1） 実施体制

① 本的対処方針等の決定

・「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」が宣言された場合、直ちに「美濃市新型インフルエンザ等対策本部」を設置する。（民生部・総務部）
・「美濃市新型インフルエンザ対策本部会議」を開催し、感染拡大防止策等に関する基本的対処方針を協議・検討する。（民生部・総務部）

（2） 情報収集・提供・共有

① 情報提供

・市民に対して利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、地域の発生状況や具体的な対策等を詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。
（民生部・総務部）
・学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。
（教育委員会・民生部・産業振興部）

【参考】

※ 個人情報の公表の範囲について、プライバシーの保護と公益性のバランスを考慮する必要がある。プライバシーを保護することは重要であることは当然であるが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成１１年法律第４２号）第７条（公益上の理由による裁量的開示）の趣旨を踏まえ、市民の生命、ひいては市民生活・市民経済に多大な影響を及ぼすおそれがある状況下における新型インフルエンザ等の発生状況等に関する情報伝達の公益性に留意して情報提供を行う。
※ 発生地域の公表に当たっては、患者と接触した者が感染している可能性を考慮し、公衆衛生上、当該接触者への対応が必要な場合はその程度に応じて、患者が滞在した場所、時期、移動手段等を発表する。

② 相談窓口の体制強化

・相談窓口において適切な情報提供ができるように体制強化する。（民生部）

③ 情報共有

・引き続き、県、関係機関等とインターネット等を活用し適時適切な情報共有を図る。（関係各部）

（３） 予防・まん延防止

① 人・地域レベルでの対策強化

・発生地域の住民や関係者に対して次の対策を行う。

◎市民、事業所、学校、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。また、事業所に対し、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を依頼する。（民生部・教育委員会・産業振興部）

◎事業者に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。（産業振興部）

◎ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校・保育施設等における感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に要請する。（教育委員会）

◎公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染対策を講ずるよう依頼する。（総務部）

② 病院、高齢者施設における感染予防策

・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう、引き続き依頼する。（美濃病院・民生部）

③ 家きん等への対応

・県関係部所と連携し、養鶏農家での感染予防を強化する。

・家きん等の死骸の取り扱いの際は、感染防護策を講じ、処理については県関係部所の指示を受け、慎重に対応する。（産業振興部）

（４） 予防接種

① 住民接種の実施

・基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第４６条の規定に基づき、予防接種法第６条第１項に規定する臨時の予防接種を実施する。（民生部・美濃病院）

・留意点は「1 市内未発生期」を参照。

② 住民接種の広報・相談

・病原性の高い新型インフルエンザ等に対して行う特措法第４６条の規定に基づく住民に対する予防接種については、接種を緊急に実施するものであり、接種時には次のような状況が予想される。（民生部・美濃病院）

a. 新型インフルエンザ等の流行に対する不安が極めて高まっている。

b. ワクチンの需要が極めて高い一方、当初の供給が限られている。

c. ワクチンの安全性・有効性については、当初の情報が限られ接種の実施と並行して情報収集・分析が進められるため、逐次様々な知見が明らかになる。

d. 臨時接種、集団接種など通常実施していない接種体制がとられることとなりそのための混乱も起こり得る。

・これらを踏まえ、広報にあたっては、次のような点に留意する。（総務部）

a. 接種の目的や優先接種の意義等を分かりやすく伝えることが必要である。

b. ワクチンの有効性・安全性についての情報をできる限り公開するとともに、分かりやすく伝えることが必要である。

c. 接種の時期、方法など市民一人ひとりがどのように対応するべきかについて、わかりやすく伝えることが必要である。

・具体的な接種スケジュールや接種場所・方法、相談窓口の連絡先等の周知を行う。（総務部）

（５）医療

・県等と連携し、情報共有を図る。（民生部・美濃病院）

・新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者外来や中核病院の負担が過重とならないために、帰国者・接触者外来で受診対象とならない者に、かかりつけ医や最寄りの診療所への受診を勧奨する。（民生部・美濃病院）

（６）市民生活及び地域経済の安定

① 要援護者対策

・要援護者対策を実施する。（民生部）

・食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等を行う。（総務部・産業振興部）

・新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、関係機関と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送等）を行う。（民生部）

② 遺体の火葬・安置

・県と連携して、確保した手袋、不織布マスク、非透過性納体袋等を市内における

新型インフルエンザ等の発生状況を踏まえ、遺体の搬送作業に従事する者に必要な数量を配布する。（民生部）

・遺体の搬送作業および火葬作業に従事する者と連携し、円滑な火葬が実施できるよう努める。また、火葬場の火葬能力に応じて臨時遺体安置所として準備している場所を活用した遺体の保存を適切に行う。（民生部・総務部）

③ 水の安定供給

・消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。（建設部）

④ 生活関連物資等の価格の安定等

・生活関連物資の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。また、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（総務部・産業振興部）

3　市内感染期（県：県内感染期）

・新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。 ・感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。
目的： １）医療体制を維持する。 ２）健康被害を最小限に抑える。 ３）市民の生活及び経済への影響を最小限に抑える。
対策の考え方： １）感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。 ２）地域ごとに発生の状況が異なり、実施すべき対策が異なる場合もあることから、必要な場合には地域ごとに実施すべき対策の判断を行う。 ３）状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。外出自粛要請や施設の使用制限等を行う。 ４）流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。 ５）医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。 ６）欠勤者の増大が予測されるが、市民の生活・経済への影響を最小限に抑えるため

必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
7）住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合は、できるだけ速やかに接種する。
8）状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

（1）実施体制

・市長を本部長とする「美濃市新型インフルエンザ等対策本部」は、市全体が感染期に入ったことを宣言するとともに国が決定した基本的対処方針に基づき感染期の基本的対処方針を決定する。（民生部・総務部）

（2）情報収集・提供・共有

① 情報報提供

・引き続き、市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、市内の発生状況と具体的な対策等を詳細に分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。特に個人一人ひとりがとるべき行動を理解しやすいよう、市内の流行状況に応じた医療体制を周知し、学校・保育施設等や職場での感染対策についての情報を適切に提供する。また、社会活動の状況についても情報提供する。

（民生部・総務部・美濃病院・教育委員会）

② 相談窓口の体制強化

・引き続き、相談窓口において適切な情報提供ができるよう体制を強化する。

（民生部・総務部）

③ 情報共有

・引き続き、県をはじめ関係機関とはインターネットを活用し、適時適切な情報共有を図る。（民生部・総務部）

（3）予防、まん延防止

① 人・地域レベルでの対策強化

・県と協力して、発生地域の市民や関係者に対して引き続き次の対策を行う。

◎市民、事業所、学校、福祉施設等に対し、マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避けること、時差出勤の実施等の基本的な感染対策等を勧奨する。

（民生部・教育委員会・産業振興部）

◎事業者に対し、職場における感染対策の徹底を依頼する。（産業振興部）

◎ウイルスの病原性等の状況を踏まえ、必要に応じて、学校、保育施設等における

感染対策の実施に資する目安を示すとともに、学校保健安全法に基づく臨時休業（学級閉鎖・学年閉鎖・休校）を適切に行うよう学校の設置者に依頼する。

（教育委員会）

◎公共交通機関等に対し、利用者へのマスク着用の励行の呼びかけなど適切な感染予防対策を講ずるよう依頼する。（総務部）

②　病院、高齢者施設等における感染予防策

・病院、高齢者施設等の基礎疾患を有する者が集まる施設や多数の者が居住する施設等における感染対策を強化するよう引き続き依頼する。（美濃病院・民生部）

③　家きん等への対応

・県関係部所と連携し、養鶏農家での感染予防を強化する。

・家きん等の死骸の取り扱いの際は、感染防護策を講じ、処理については県関係部所の指示を受け、慎重に対応する。（産業振興部）

（４）予防接種

①　住民接種の実施

・基本的対処方針を踏まえ、特措法第４６条の規定に基づき、予防接種法第６条第１項に規定する臨時の予防接種を実施する。（民生部・美濃病院）

・留意点は「２　市内発生早期」を参照。

②　住民接種の広報・相談

・「２　市内発生早期」を参照。

（５）医療

・県等と連携し、情報共有を図る。（民生部・美濃病院）

・新型インフルエンザ等に係る帰国者・接触者外来や中核病院の負担が過重とならないために、帰国者・接触者外来で受診対象とならない者に、かかりつけ医や最寄りの診療所への受診を勧奨する。（民生部・美濃病院）

（６）市民生活及び市民経済の安定の確保

①　要援護者対策

・新型インフルエンザ等にり患し在宅で療養する場合に、支援が必要な患者について、患者や医療機関から要請があった場合には、国及び県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。（民生部）

・食料品・生活必需品等の供給状況に応じ、新型インフルエンザ等の発生前に立てた

計画に基づき、住民に対する食料品・生活必需品等の確保、配分・配布等を行う。
（民生部・産業振興部）

② 水の安定供給

・消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。（建設部）

③ 生活関連物資等の価格の安定等

・市民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、国及び県と連携して、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。（総務部・産業振興部）

・生活関連物資等の需要・価格動向や実施した措置の内容について、市民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、市民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。（総務部・産業振興部）

・生活関連物資等の高騰、又は供給不足が生じ、又は生じるおそれがあるときは、国及び県と連携して、行動計画で定めるところにより、適切な措置を講ずる。
（総務部・産業振興部）

④ 遺体の火葬・安置

・死亡者が増加し、火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合に、臨時遺体安置所等を直ちに確保する。（民生部・総務部）

・新型インフルエンザ緊急事態において埋葬又は火葬を円滑に行うことが困難となった場合において、公衆衛生上の危害の発生を防止するため緊急の必要があるときは、厚生労働大臣が定める地域や機関においてはいずれの自治体においても埋火葬の許可を受けられるとともに、公衆衛生上の危害を防止するために特に緊急の必要があると認められるときは埋火葬の許可を要しない等の特例が設けられるので、当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。（民生部）

4 小康期

・新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ・大流行はいったん終息している状況。
目的： 1）市民の生活及び経済の回復を図り、流行の第二波に備える。
対策の考え方：

１）第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。 ２）第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。 ３）情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。 ４）第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

（１） 実施体制

① 措置の縮小・中止

・県と連携し県内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、市内感染期に講じた措置を適宜縮小・中止する。（民生部・総務部）

② 市対策本部の廃止

・政府が緊急事態宣言を解除したときは、速やかに「美濃市新型インフルエンザ等対策本部」を廃止する。（民生部・総務部）

③ 対策の評価、見直し

・これまでの各段階に関する評価を行い、必要に応じ、行動計画、業務計画等の見直しを行う。（民生部）

（２） 情報収集・提供・共有

① 情報提供

・市民に対し、利用可能なあらゆる媒体・機関を活用し、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供する。（民生部・総務部）

・相談窓口に寄せられた問い合わせや情報等を取りまとめる。（民生部）

② 情報共有

・関係機関、関係団体等現場での状況を把握する。（民生部・総務部・産業振興部）

（３）予防・まん延防止

・国、県による渡航者等への情報提供・注意喚起の内容に関する見直しを市民に周知する。（民生部・総務部）

（４）予防接種

・流行の第二波に備え、予防接種法第６条第３項に基づく接種を進める。

（民生部・美濃病院）

（５）医療

・県等からの要請に応じ、各種対策等に適宜協力する。（美濃病院）

（６）市民生活及び市民経済の安定の確保

・引き続き必要に応じ、市民に対し、食料品、生活関連物資等の購入に当たっての消費者としての適切な行動を呼びかけるとともに、事業者に対しても、食料品、生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売り惜しみが生じないよう要請する。（産業振興部）

別添　（参考）

国内外で鳥インフルエンザが人で発症した場合等の対策

県では、国内外で鳥インフルエンザが人に発症した場合、次のとおり対策を行う。県と連携してこれらの情報を積極的に収集するとともに、国および県からの要請に応じ、その取組み等に適宜協力する。

※　これまでも鳥インフルエンザウイルスが鳥から人に感染している例は多く見られている。人から人への持続的な感染でない限り、感染の全国的かつ急速な拡大はないが、特措法の対象である新型インフルエンザ等と関連する事案として、対策の選択肢を準備しておく。

①実施体制

【国内で鳥インフルエンザが人で発症した場合の対応】

- 国内で鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合には、県は速やかに情報の集約・共有・分析を行うとともに、人への感染対策に関する措置について協議・決定する。（健康福祉部、関係部局）

【国との連携】

- 県は、家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生や鳥インフルエンザウイルスの人への感染、それらへの対応等の状況について、国との情報交換を行う。（健康福祉部、農政部、環境生活部、総合企画部）

②サーベイランス・情報収集

【情報収集】

- 県は、鳥インフルエンザの発生動向等に関する国内外の情報を収集する。（健康福祉部、農政部、環境生活部、総合企画部）
  - ◎ 情報源
    - □　各省庁
    - □　国際機関（WHO、ＯＩＥ、ＦＡＯ等）
    - □　在外公館
    - □　国立感染症研究所：WHOインフルエンザコラボレーティングセンター
    - □　国立大学法人北海道大学：ＯＩＥリファレンスラボラトリー
    - □　独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所
    - □　地方公共団体

□　検疫所

【鳥インフルエンザの人への感染に対するサーベイランス】

- 県及び岐阜市は、鳥インフルエンザの人への感染について、医師からの届出により全数を把握する。（健康福祉部）

③情報提供・共有

- 県は、県内で鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合、国及び発生市町村と連携し、発生状況及び対策について、県民に積極的な情報提供を行う。（健康福祉部）

- 県は、海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、ＷＨＯが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合には、国からの情報提供等に基づき、県民に対して情報提供を行う。（健康福祉部、関係部局）

④予防・まん延防止

【在外邦人への情報提供】

- 県は、鳥インフルエンザの発生国に滞在・留学する本県出身の邦人に対し、国内の事業所又は学校等を通じ、海外での家きん等における高病原性鳥インフルエンザの発生状況や鳥インフルエンザの人への感染状況について情報提供、感染予防のための注意喚起（養鶏場や生きた鳥が売られている市場への立入り自粛等）を行う。（総合企画部、商工労働部、教育委員会、環境生活部）

【県内で鳥インフルエンザ感染者が発生した場合の人への感染対策】

（疫学調査、感染対策）

- 県は、国に対し、必要に応じて、疫学、臨床等の専門家チームの派遣を要請する。（健康福祉部）

- 県及び岐阜市は、疫学調査や接触者への対応（抗インフルエンザウイルス薬の予防投与の検討、自宅待機の依頼、有症時の対応指導等）を実施するとともに、市町村に対し、死亡例が出た場合の対応（埋火葬・感染防止の徹底等）の実施を要請する。（健康福祉部）

- 県警察本部は、防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。（警察本部）

- 県及び岐阜市は、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）に対しては、外

出自粛や出国自粛を要請する。（健康福祉部）

【家きん等への防疫対策】

- 県は、鳥インフルエンザの人への感染を防止する観点から、新型インフルエンザへの変異を起こす可能性がある高病原性鳥インフルエンザの家きんでの発生を予防するため、渡航者への注意喚起、県内の農場段階での衛生管理等を徹底する。

- 県及び県警察本部は、県内の家きんに高病原性及び低病原性鳥インフルエンザが発生した場合には、次の対策を実施する。

  ◎国の助言に基づき、防疫指針に即した都道府県の具体的な防疫措置（患畜等の殺処分、周辺農場の飼養家きん等の移動制限等）を実施する。（農政部）

  ◎殺処分羽数が大規模となる等、緊急に対応する必要があり、県による対応が困難である等やむを得ないと認められる場合には、国に対し、自衛隊の部隊等による支援を要請する。（農政部、危機管理部門）

  ◎防疫措置に伴い、防疫実施地域における必要に応じた警戒活動等を行う。（警察本部）

⑤医療

【県内において鳥インフルエンザウイルスが人に感染し発症が認められた場合】

- 県及び岐阜市は、医療機関に対し、感染が疑われる患者に対し、迅速かつ確実な診断を行い、確定診断がされた場合に、適切な感染対策を講じた上で、抗インフルエンザウイルス薬の投与等による治療を行うよう要請する。（健康福祉部）

- 県及び岐阜市は、保健環境研究所・衛生試験所において、患者のインフルエンザウイルスの亜型検査を実施するとともに、患者の検体を国立感染症研究所へ送付し、亜型検査、遺伝子解析等を実施するよう要請する。（健康福祉部）

- 県及び岐阜市は、鳥インフルエンザの患者（疑似症患者を含む。）について、感染症法に基づき、入院その他の必要な措置を講ずる。（健康福祉部）

【海外において新たな亜型の鳥インフルエンザウイルスが人へ感染するなど、WHOが情報発信を行う鳥インフルエンザウイルスの人への感染が認められた場合】

- 県及び岐阜市は、海外からの帰国者等で、鳥インフルエンザ感染が疑われる者（有症状者）の情報について、保健所に情報提供するよう医療機関等に周知する。

- 県及び岐阜市は、発生している鳥インフルエンザに対する必要な感染対策等について医療機関等に周知する。

【用語解説】

▽インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素（HA）とノイラミニダーゼ（NA）という、２つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される（いわゆるA/H１N１、A/H3N２というのは、これらの亜型を指している。）。

▽家きん

鶏、あひる、うずら等、家畜として飼育されている鳥で、家畜伝染病予防法における高病原性鳥インフルエンザの対象家畜として、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥が指定されている。

▽帰国者・接触者外来

新型インフルエンザ等の発生国からの帰国者や患者の接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者に係る診療を行う外来。都道府県等が地域の実情に応じて対応する医療機関を決定する。帰国者・接触者外来を有しない医療機関でも新型インフルエンザ等の患者が見られるようになった場合には、一般の医療機関（内科・小児科等、通常、感染症の診療を行う全ての医療機関）で診療する体制に切り替える。

▽帰国者・接触者相談センター

発生国から帰国した者又は患者への濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状等を有する者から、電話で相談を受け、帰国者・接触者外来に紹介するための相談センター。

▽サーベイランス

見張り、監視制度という意味。疾患に関して様々な情報を収集して、状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者および病原体）の把握および分析のことを示すこともある。

▽指定公共機関

医療、医薬品・医療機器の製造販売、電気・ガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

【医療関係団体】日本医師会、日本歯科医師会、全日本病院協会、日本医療法人協会、日本病院協会、日本薬剤師会、日本看護協会、国立病院機構、日本赤十字社等

【その他公益的事業を営む法人】日本医薬品卸売業連合会、製薬大手各社、中部電力、東邦ガス、JR 東海、名鉄、運送大手各社、通信大手各社、日本郵便、日本銀行、NHK 等

▽指定地方公共機関

都道府県の区域において医療、薬品・機器製造販売、電気ガス供給輸送、通信その他公益的事業を営む法人地方道路社共施設管理する、送通信その他公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該の意見を聞いて都道府県知事が指定するものをいう。

岐阜県医師会、歯科病院協会、病院協会、岐阜県薬剤師会、岐阜県看護協会、岐阜県医薬品卸売協同組合、LP ガス協会、岐阜県バストラック協会、県内公的医療機関

▽新型インフルエンザ

感染症法第 6条 第7項において、新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していなことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあと認められるものをいうとされている。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的流行（パンデミック）となるおそれがある。

▽新型インフルエンザ 等緊急事態宣言

国民の生命および健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活および国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合に 、政府対策本部長 、政府対策本部長（内閣総理大臣）が行う宣言 のこと 。

▽新型インフルエンザ（ A/H１N１ ）／インフルエンザ（ H１N１ ）２００９

2009 年（平成 21 年）4月に メキシコで確認され世界的大流行となった H1N1亜 型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ（ A/H 1N1）」との名称が用いられたが、 2011 年（平成 23 年）3月に、大部分の人がそのウ イルスに対する免疫を獲得したことから、季節性ンフエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ（H1N1）2009」としている。

▽新感染症

新感染症とは、感染症法第６条第９項において、人から人に伝染すると認められる疾病であって、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命および健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

▽登録事業者

新型インフルエンザ等の発生時において、医療の提供の業務又は国民生活および国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であり、特措法第28条に規定する特定接種の対象となる。

▽鳥インフルエンザ

一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、患者と長期間にわたって感染防止策をとらずに濃厚に接触した家族内での感染が報告されている。

▽濃厚接触者

新型インフルエンザ等の患者と濃密に、高頻度又は長期間接触した者（感染症法において規定される新型インフルエンザ等に「かかっていると疑うに足りる正当な理由のある者」が該当）。発生した新型インフルエンザ等の特性に応じ、具体的な対象範囲が決まるが、例えば、患者と同居する家族等が想定される。

▽パンデミック

感染症の世界的大流行。特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザのウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

▽パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

▽病原性

新型インフルエンザ等対策においては、ヒトがウイルスに感染した場合の症状の重篤度として用いることが多い。なお、学術的には病原体が宿主（ヒトなど）に感染して病気を起こさせる能力であり、病原体の侵襲性、増殖性、宿主防衛機構の抑制能などを総合した表現である。

▽プレパンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン（現在、わが国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造）。

【参考資料】

（1）新型インフルエンザ等特別措置法第８条

（市町村行動計画）

第８条　市町村長は、都道府県行動計画に基づき、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を作成するものとする。

２　市町村行動計画においては、おおむね次に掲げる事項を定めるものとする。

一　当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項

二　市町村が実施する次に掲げる措置に関する事項

イ　新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供

ロ　住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置

ハ　生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置

三　新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項

四　新型インフルエンザ等対策の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項

五　前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策に関し市町村長が必要と認める事項

３　市町村長は、市町村行動計画を作成する場合において、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、当該他の地方公共団体の長の意見を聴かなければならない。

４　市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、都道府県知事に報告しなければならない。

５　都道府県知事は、前項の規定により報告を受けた市町村行動計画について、必要があると認めるときは、当該市町村長に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

６　市町村長は、市町村行動計画を作成したときは、速やかに、これを議会に報告するとともに、公表しなければならない。

７　第六条第五項及び前条第七項の規定は、市町村行動計画の作成について準用する。

８　第三項から前項までの規定は、市町村行動計画の変更について準用する。

【予防接種　政府行動計画（抜粋）】

ｉ）特定接種

ｉ-1）特定接種について

特定接種とは、特措法第 28 条に基づき、「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、政府対策本部長がその緊急の必要があると認める

ときに、臨時に行われる予防接種をいう。特定接種の対象となり得る者は、

① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録事業者」という。）のうちこれらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

である。

特定接種については、基本的には住民接種よりも先に開始されるものであることを踏まえれば、特定接種の対象となり得る者に関する基準を決定するに当たっては、国民の十分な理解が得られるように、特措法上高い公益性・公共性が認められるものでなければならない。

このうち「国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業を行う事業者」について、特措法上の公益性・公共性が認められるのは、国及び地方公共団体と同様の新型インフルエンザ等対策実施上の責務を担う指定（地方）公共機関制度であり、この制度を中心として特定接種の対象業務を定める。具体的には、指定（地方）公共機関に指定されている事業者、これと同類の事業ないし同類と評価され得る社会インフラに関わる事業者、また、国民の生命に重大な影響があるものとして介護・福祉事業者が該当する。

また、この指定公共機関制度による考え方には該当しないが、特例的に国民生活の維持に必要な食料供給維持等の観点から、食料製造・小売事業者などが特定接種の対象となり得る登録事業者として追加される。

この基本的考え方を踏まえ、登録事業者、公務員は別添のとおりとする。

また、特定接種を実施するに当たっては、新型インフルエンザ等対策実施上の公益性・公共性を基準として、①医療関係者、②新型インフルエンザ等対策の実施に携わる公務員、③指定公共機関制度を中心とする基準による事業者（介護福祉事業者を含む。）、④それ以外の事業者の順とすることを基本とする。

事前に上記のような基本的な考え方を整理しておくが、危機管理においては状況に応じた柔軟な対応が必要であるから、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、更に、その際の社会状況等を総合的に政府対策本部において判断し、基本的対処方針により、接種総枠、対象、接種順位、その他の関連事項を決定する。

特定接種については、備蓄しているプレパンデミックワクチンが有効であれば、備蓄ワクチンを用いることとなるが、発生した新型インフルエンザ等がH5N1 以外の感染症であった場合や亜型がH5N1 の新型インフルエンザであっても備蓄しているプレパンデミックワクチンの有効性が低い場合には、パンデミックワクチンを用いることとなる。

ⅰ-2）特定接種の接種体制について

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員については、国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう未発生期から接種体制の構築を図ることが求められる。特に、登録事業者のうち「国民生活・国民経済安定分野」の事業者については、接種体制の構築を登録要件とする。

ⅱ）住民接種

ⅱ-1）住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民接種の枠組ができたことから、緊急事態宣言が行われている場合については、特措法第 46 条に基づき、予防接種法第６ 条第１項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を行うこととなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合については、予防接種法第６ 条第３項の規定（新臨時接種）に基づく接種を行うこととなる。

住民接種の接種順位については、以下の４つの群に分類するとともに、状況に応じた接種順位とすることを基本とする。事前に下記のような基本的な考え方を整理しておくが、緊急事態宣言がなされている事態においては柔軟な対応が必要となることから、発生した新型インフルエンザ等の病原性等の情報を踏まえて決定する。

まず、特定接種対象者以外の接種対象者については、以下の４群に分類することを基本とする。

① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
- 基礎疾患を有する者
- 妊婦

② 小児（１歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）

③ 成人・若年者

④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65 歳以上の者）

接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方が考えられるが、緊急事態宣言がなされた場合、国民生活及び国民経済に及ぼす長期的な影響を考慮する（特措法第 46 条２項）と、我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方や、これらの考え方を併せた考え方もあることから、こうした以下のような基本的な考え方を踏まえ決定する。

１）重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞小児＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）

①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者

・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞高齢者＞小児＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者

・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞小児＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

２）我が国の将来を守ることに重点を置いた考え方

・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者

・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（医学的ハイリスク者＞高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

３）重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、併せて我が国の将来を守ることにも重点を置く考え方

・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（成人・若年者＞高齢者の順で重症化しやすいと仮定）

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者

・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合

（高齢者＞成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定）

①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

ⅱ-2）住民接種の接種体制

住民接種については、市町村を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施することとなるため、接種が円滑に行えるよう接種体制の構築を図る。

ⅲ）留意点

危機管理事態における「特定接種」と「住民接種」の二つの予防接種全体の実施のあり方については、発生した新型インフルエンザ等の病原性などの特性に係る基本的対処方針等諮問委員会の意見を聴き、その際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定する。

ⅳ）医療関係者に対する要請

国及び都道府県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行う。

美濃市新型インフルエンザ等対策行動計画

発行年月日　平成 26 年 6 月 26 日
発　　行　美濃市
編　　集　民生部健康福祉課保健センター
〒501-3722
岐阜県美濃市 2425 番地 1
ＴＥＬ　0575-33-0550